



成長に優れたスギ特定母樹の性能評価試験を開始 —福島県田村市滝根町内の国有林に最初の試験地を設定—

ポイント

- ・ 国立研究開発法人森林総合研究所林木育種センター、福島県林業研究センター、福島県農林種苗農業協同組合、福島森林管理署の 4 者で、成長の優れた特定母樹^(注1)の普及を促進していくための共同試験を行います。
- ・ 福島県田村市滝根町に福島県内で初めてとなる試験地を設定し、平成 27 年 6 月 19 日に植栽を行います。
- ・ 今後さらに、共同試験での成長過程を比較検討しながら、展示林としても活用することで、福島県林業の復興を応援します。

概要

茨城県日立市にある国立研究開発法人森林総合研究所林木育種センターでは、第二世代精英樹（エリートツリー）^(注2)の開発を進めています。そして、これらのエリートツリーの中でも特に優れているものは、間伐等特措法^(注3)改正により新たに創設された「特定母樹」の農林水産大臣指定を受け、これらの苗木で普及を進めています。

スギ特定母樹の性能について県内での実証データを得るため、林木育種センター、福島県林業研究センター、福島県農林種苗農業協同組合、福島森林管理署の 4 者で共同試験を実施しています。また、平成 27 年 6 月 19 日に県内で初めてとなる福島県田村市滝根町の試験地へ苗木の植栽を行います。

試験地は、成長量等の調査を行うとともに、低コスト林業展示林として活用します。

お問い合わせ先

国立研究開発法人 森林総合研究所 林木育種センター

試験責任者：育種部 育種第二課 課長 加藤 一隆

広報担当者：育種企画課 調整係長 小野 雅子

Tel : 0294-39-7002 Fax : 0294-39-7306

福島森林管理署

試験責任者：署長 富永 茂

広報担当者：総括森林整備官 鎌田 和博

Tel : 024-535-0121 Fax : 024-535-6514

本資料は福島県政記者クラブ、茨城県政記者クラブ、日立市役所記者クラブに配付しています。



背景・経緯

林木育種センターでは成長や材質などが優れた品種、松くい虫などの病害虫や気象害に強い抵抗性品種、花粉が少ない品種などの花粉症対策品種等の開発と原種^(注4)の配布に取り組んでいます。平成25年5月に改正された間伐等特措法に基づき、特に優良な種苗を生産するための種穂の採取に適する樹木として農林水産大臣が指定する「特定母樹」に、スギではエリートツリーを含む102系統が指定され、これらの苗木で普及を進めています。

特定母樹は、成長量がこれまでのものと比べて、材積で概ね1.5倍以上と優れているとともに、スギにおいては、花粉生産量が一般的なスギの概ね半分以下という特性も有していることから、地球温暖化防止や育林コストの軽減、花粉発生量の減少に貢献することが期待されます。

内容

林木育種センター、福島県林業研究センター、福島県農林種苗農業協同組合、福島森林管理署の4者で共同試験に関する確認書を締結し、特定母樹の県内における性能評価試験を開始しました。

本共同試験では特定母樹及び精英樹同士の人工交配から得られた種子等によるコンテナ苗木の生産・試験地設定・成長量調査によって、初期成長の実証データを得るとともに、試験地については低コスト林業展示林として活用します。

平成27年6月19日に県内で初めてとなる試験地へ苗木の植栽を行います。今後、成長量の調査を行い、初期成長の早さにより、どの程度下刈りコストが軽減されるか実証データを得ることで、特定母樹がどのような成長を示すのか調べることにしています。

低コスト林業展示林に林業関係者等がたくさん訪れ、成長の優れた特定母樹を積極的に利用していただくことで、本共同試験が福島県の林業の復興支援に資することを期待しています。

本プロジェクトの概要は以下とおりです。

課題名：福島県内における初期成長優良品種の性能評価試験

実施期間：平成27年3月13日から平成36年3月31日まで

共同機関：国立研究開発法人森林総合研究所林木育種センター

福島県林業研究センター

福島県農林種苗農業協同組合

福島森林管理署



用語の解説

(注1) 特定母樹：間伐等特措法^(注3)により、特に優良な種苗を生産するための種穂の採取に適する樹木であって、成長に係る特性の特に優れたものを農林水産大臣が「特定母樹」として指定し、その増殖の実施の促進を図ることとされています。

(注2) 第二世代精英樹（エリートツリー）：全国の森林から成長等の形質が特に優れた樹木を「精英樹」（第一世代精英樹）として選抜しており、それらの中で成長が優れた第一世代精英樹を交配した F₁（子供世代）の中で特に優れているものを「第二世代精英樹（エリートツリー）」としている。

(注3) 間伐等特措法：京都議定書の第一約束期間における森林吸収源の目標の達成に向け、森林の間伐等を促進するため、特別の措置を講ずることを内容として平成20年5月16日公布・施行された法律「森林の間伐等の実施の推進に関する特別措置法」の略称。この法律は平成24年度までとされていましたが、我が国森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性に鑑み、森林の間伐等を促進するため、平成32年度まで延長されるとともに、特定母樹などその一部が改正され、平成25年5月31日に公布・施行されました。

(注4) 原種：採種園・採穂園を造成するための苗木や穂木のこと。その後、種子や穂を採取して苗木を養成し、山出しを行う。

アクセス

●磐越自動車道・小野インターから国道349～県道19・船引大起小野線～県道145・吉間田滝根線より矢大臣山登山道方面へ車で15分



出典：マッフル福島県



Forestry and Forest Products Research Institute